

17

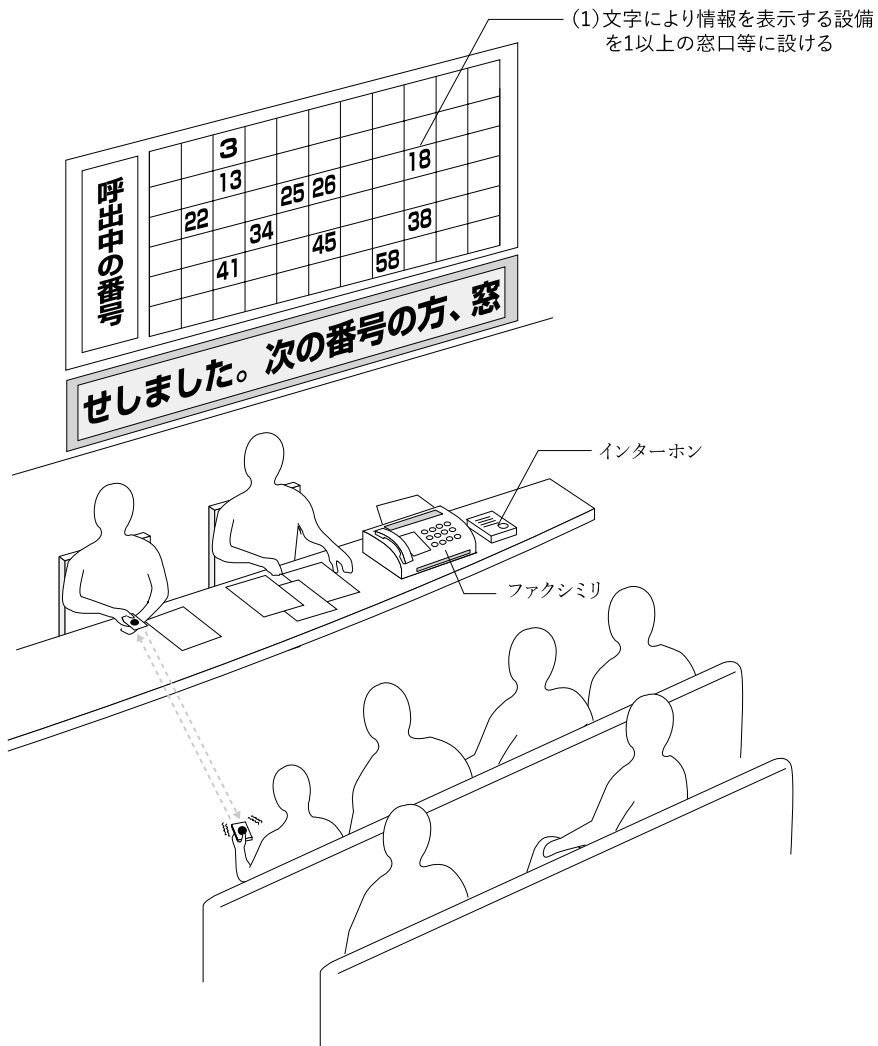
聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備

整備の基本的な考え方

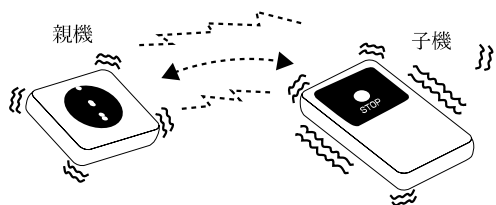
- 聴覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるように文字情報表示を適切に行う。
- 視覚による情報入手が不可欠なため、見通しのよい空間計画が求められる。
- 緊急誘導などの情報伝達は、光又は振動などを併用し、かつ連続的に行う。

整備基準	解 説	望ましい水準
聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。		
(1) 文字情報設備の設置	別表第1の1、3(1)及び8((1)から(4)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の案内又は呼び出しのための窓口等を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 ◀左欄記載施設▶ ◆「別表第1の1、3(1)及び8((1)から(4)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）、金融機関店舗、ガス事業者営業所等、電気事業者営業所等、電気通信事業者営業所等 ●「窓口等」とは、病院、金融機関等において、診療や支払等の順番の呼び出し等を行う場所をいう。 ●「文字情報を表示するための設備」には、発光ダイオード（LED）や液晶等の電光表示板等が考えられる。 ●赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくいことがあるため、色相に配慮している機器を導入する。	○その他の公共的施設においても、音声での情報を提供する際は、文字による情報提供を併せて行うこと。
(2) 文字表示設備の設置	別表第1の1、2((1)の施設を除く。)及び4((3)及び(4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、聴覚障害者の利用状況を考慮し、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を備えること。 ◀左欄記載施設▶ ◆「別表第1の1、2((1)の施設を除く。)及び4((3)及び(4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、社会福祉施設（保育所を除く。）、博物館等、集会場等 ●「文字を映し出せる機器」には、プロジェクター等がある。	○その他の公共的施設においても、会議室を設ける場合にあっては文字表示設備を設けること。
(3) 難聴者の聴力を補う設備の設置	別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 ◀左欄記載施設▶ ◆「別表第1の1、2((1)の施設を除く。)、4及び11((4)、(6)及び(7)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：官公庁の施設、社会福祉施設（保育所を除く。）、教育文化施設、劇場等、展示場、運動施設 ●「難聴者の聴力を補う設備」には、ヒアリングループ（磁気ループ）式、ワイヤレス（FM）式、赤外線式を利用した集団補聴装置等がある。 →「■集団補聴システム」（33頁）参照 ●ヒアリングループ（磁気ループ）システムは、アンテナ線を床下若しくは床上にあらかじめ敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器に、目的の音声だけをクリアに届けることができ、利用者の人数に応じてアンテナを敷設する範囲を設定できる。 →図「■客席等におけるヒアリングループ（磁気ループ）システムの整備例」（117頁）を参照 ●FM補聴システムや赤外線補聴システムは、FM電波や赤外線を通して雑音を抑えた音声を聴覚障害者に届けることができる。	○音声放送の文字化（字幕等）を行うこと。 ○その他の公共的施設においても客席・受付を設ける場合にあっては難聴者の聴力を補う設備を設けること。

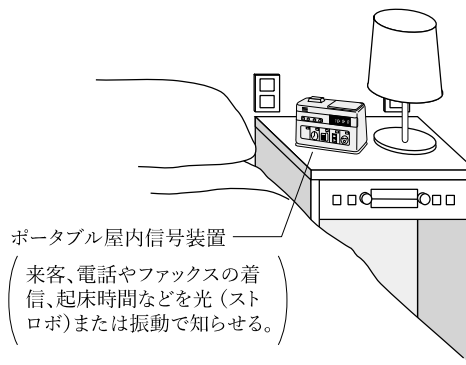
■窓口等の整備例



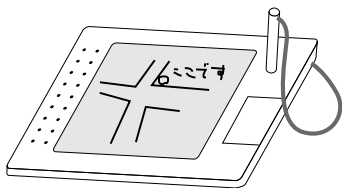
■双方向無線・振動呼出器



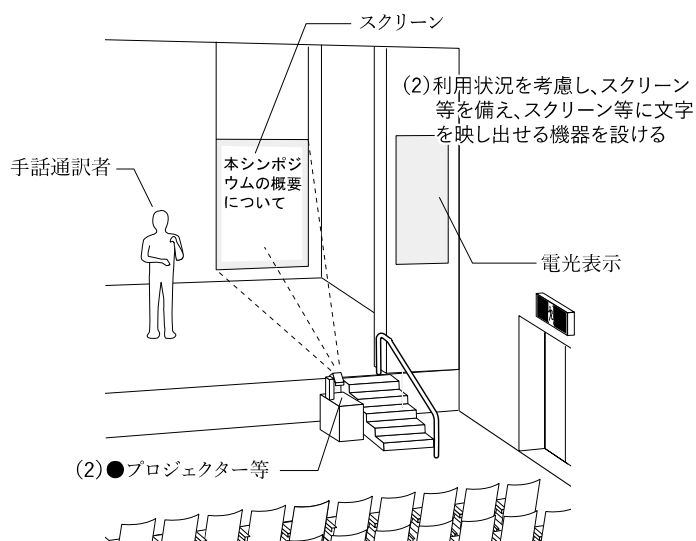
■ 屋内信号装置



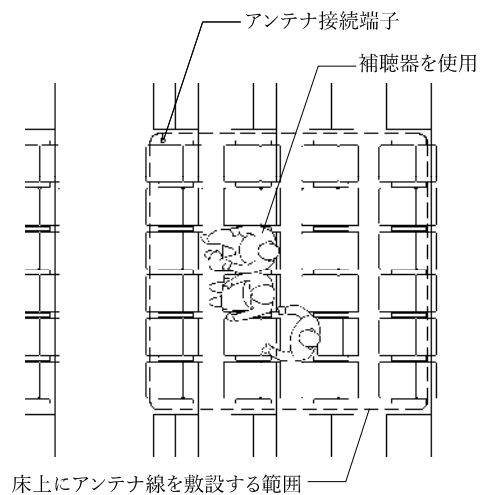
■ 筆談器



■会議室等の整備例



■客席等におけるヒアリングループ(磁気ループ)システムの整備例



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和7〔2025〕年5月）」（国土交通省）p 195を加工して作成

